

広島県後期高齢者医療広域連合臨時職員の身分取扱いに関する規程

平成19年2月1日

訓令第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、臨時職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第5項の規定により臨時的に任用される職員をいう。以下同じ。）の身分取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(任用期間)

第2条 臨時職員の任用期間は、6月以内とし、引き続き任用を必要とする場合は、6月を超えない範囲内で期間を更新することができる。

2 前項の更新については、再度これを行うことができない。

(任用手続)

第3条 所属長は、臨時職員の任用を必要と認めるときは、任用開始予定日前7日までに臨時職員任用伺により事務局長を経て広域連合長の承認を得なければならない。任用を更新しようとする場合も同様とし、臨時職員任用期間更新伺によるものとする。

2 臨時職員の任用は、臨時職員任用通知書を交付して行うものとする。

(給与)

第4条 臨時職員の賃金は日額とし、予算の範囲内で定める。

2 臨時職員に交通費を支給することができる。

3 臨時職員が時間外及び休日の勤務に服したときは、割増賃金を支給する。

(給与の減額)

第5条 臨時職員が勤務をしないときは、その時間の給与を減額する。ただし、公権力の行使等の場合で、所属長の承認があったときは、この限りでない。

(服務)

第6条 臨時職員の服務は、原則として一般職の職員の例による。

(勤務時間)

第7条 臨時職員の勤務時間は1日7時間45分以内とし、その割振りは、所属長が行うものとする。

(懲戒)

第8条 臨時職員の懲戒については、一般職の職員の例による。

(社会保険の適用)

第9条 臨時職員に対する雇用保険法（昭和49年法律第116号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の適用については、それぞれ当該法令の定めるところによる。

（災害補償）

第10条 臨時職員の公務上の災害に対する補償に関しては、一般職の職員の例による。ただし、当該職員が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受ける場合は、当該法令の定めるところによる。

（書類の様式）

第11条 この規程に定める書類の様式は、広域連合長が別に定める。

（その他）

第12条 この規程に定めるもののほか、臨時職員に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この訓令は、平成19年2月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日訓令第2号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。